



早川 浩徳 議員

高島市日常生活用具給付等事業でのストーマ装具やアクセサリー類の購入について

問 ストーマ装具だけでなく、アクセサリー類も給付対象にしてはどうか

答 給付対象の見直しを検討していきます

に入れ、検討したいと考えます。

問 市民税非課税世帯、生活困窮世帯の特例給付も考え方は同じか。

答 健康福祉部長 日常生活用具給付等事業実施規則内で特例給付に関する規定を設けており、対象の品目も考え方は同じです。

問 ストーマ装具の給付対象者の状況および推移は。

答 健康福祉部長 平成29年度が92人、平成30年度が89人、令和元年度が93人、令和2年度が98人、令和3年度が109人と年々増加傾向です。

問 ストーマ装具およびその他アクセサリー類に関する考え方は。

答 健康福祉部長 ストーマ装具は、人工肛門や人工膀胱を造設されている方が、排泄物を処理するため腹部に装着する収納袋です。

その他アクセサリー類は、皮膚トラブルや排泄物の漏れを防止するための保護剤や固定ベルトなど、ストーマ管理に必要な用品で、近年、種類が豊富になり使いやすくなったことで、ストーマ装具と一体的に使用される方が増えています。

問 日常生活用具給付等事業に関するストーマ装具やアクセサリー類の規定は。

答 健康福祉部長 高島市障がい者日常生活用具給付等事業実施規則で、障がい の程度や状態で給付する

用具の種類・性能等を定めており、ストーマ装具は、収納袋のみ給付対象としています。



問 アクセサリー類を日常生活用具給付等事業の対象にしては。

答 健康福祉部長 アクセサリー類を使用することで、より安心で快適な日常生活につながるの、利用状況を踏まえ、現状に合った給付対象に見直すことを視野

問 給付等事業の対象について、今後も見直しが必要と考えるが。

答 健康福祉部長 今後、色々な用品が追加されると思われませんが、国の対象品目を精査し、その都度見直したいと考えます。

その他の質問



子どもたちを育む、より良い教育環境の実現について